

盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

令和7年6月

令和7年4月開催の説明会について、事前質問・説明会当日・説明会後にいただいた質問及び回答は、以下のとおりです。

※No.1～13の事前質問は、説明会時に資料として配布しました。No.5は説明会後に回答を修正しています。

※手引き・技術的基準は、第2版（R7.6.5改訂）のページ番号を示しています。

No.	会場等	項目	質問	回答
1	事前質問	窓口	地域振興局には相談・申請窓口を設けないのか。	窓口は県庁都市政策課のみとなります。 相談については、オンラインで行う等の対応により、申請者の移動等の負担を軽減したいと考えておりますのでご理解願います。
2	事前質問	擁壁	許可対象となる切盛に設置する擁壁は、本法および建築基準法に適合する構造であれば、許可されるのか。それとも大臣認定擁壁の使用が必須となるのか。	擁壁は、盛土規制法の技術基準（建築基準法を一部準用）に適合する必要がありますが、大臣認定擁壁の使用は必須ではありません。
3	事前質問	擁壁	宅地造成に使用するL型擁壁に関しても、大臣認定擁壁の使用が義務付けられるか。 具体的にどのような使用基準があるか。	大臣認定を取得していないL型擁壁等のプレキャスト製品も、盛土規制法の技術基準に適合していれば使用することができます。 認定擁壁を使用しない場合の具体的な基準は「盛土規制法に関する技術的基準」をご確認ください。
4	事前質問	擁壁	土石の堆積の際に崖が生じる場合は、擁壁の設置が必要か。	土石の堆積で崖（30度を超える法面）が生じる場合、擁壁の設置は必要ありませんが、技術基準に沿って空地及び柵等を設置する必要があります。
5	事前質問	一時堆積	砂利採取法の認可を受けたプラントに置ききれない骨材製品等を、近隣接地に置く場合は規制対象になるか。	（説明会後に修正） 本体工事に付随して行われる工事現場外の土石の堆積について、本体工事と一体的に安全管理可能で、容易に状況を把握し到達できる範囲内（数キロ程度を想定）のものは、「工事現場の付近」の土石の堆積として、許可不要となります。
6	事前質問	一時堆積	災害時に必要な骨材を、平常時にストックヤードに確保する場合も規制対象になるのか。	平常時の土石の堆積は規制対象となります。 なお、国又は地方公共団体が「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」は土石の堆積も含め許可不要となります。

No.	会場等	項目	質問	回答
7	事前質問	一時堆積	ストックヤードの販売用の採石や廃材も規制対象となるか。	盛土規制法において、販売用の砕石や廃材は「土石」に含まれ、規制対象となります。 規制有無の判定は、説明会資料P67を参考としてください。
8	事前質問	処分場	公共工事で発生する残土の受入れ地として運用している処分場は、盛土規制法の許可が必要か。	盛土規制法において、建設発生土の受入れ処分地は、公共工事の場合も規制対象となります。 規制区域の指定日をまたいで処分場を運用する場合は、区域指定日から21日以内に届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）が必要となります。
9	事前質問	処分場	盛土規制法が適用される以前より残土処理置場として盛土を行っている箇所において、規制対象規模に該当する場合、許可・届出は今後の計画内容でよいか。	規制区域の指定後も盛土を行う場合、これまでに行った盛土及び今後計画している盛土を合わせた内容で、区域指定日から21日以内に届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）をしてください。
10	事前質問	ため池	ため池廃止工事（埋立工法）は規制対象となるか。	埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、埋め立て後の盛土が規制対象規模を超える場合は許可等が必要となります。 また、堤体がないため池を埋め立てる場合は、窪地で行う盛土として、説明会資料P62の事例を参考としてください。
11	事前質問	盛土条例	すでに新潟県盛土規制条例の許可を受けた法人はどうしたらよいか。	盛土条例で許可をうけた工事を継続して行う場合は、盛土規制法に基づく届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）が必要です。規制区域の指定日から21日以内に届出をしてください。 盛土条例と盛土規制法の運用イメージは、説明会資料P50を参考としてください。

No.	会場等	項目	質問	回答
12	事前質問	開発許可	都市計画法の開発許可との関連性は？工事着手が可能となるのはどの段階か。	規制区域の指定後に都市計画法の開発許可を受けたものは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。着手可能となる段階も、都市計画法の規定が適用されます。 開発許可と盛土規制法の関連（みなし許可）については、説明会資料P32, P48等、「許可申請の手引き」P19を参考としてください。
13	事前質問	公共工事	国又は地方公共団体が行う工事は許可不要となるのか。	道路等の公共施設用地で行う工事は、盛土規制法の規制対象外のため、許可不要となります。それ以外の公共事業（庁舎や図書館の建設、残土処分等）における盛土等は許可が必要です。 なお、許可の特例として、国又は都道府県、指定都市及び中核市が行う工事については、知事との協議により許可があったものとみなされます。
14	4月14日 上越会場	規制対象	盛土規制法の場合、規制対象となる土地の面積はどのように判定するか。	盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積により、規制対象かどうかを判定します。面積の考え方は許可申請の手引きP23~25を参考としてください。
15	4月14日 上越会場	地すべり防止区域	盛土条例では、地すべり防止区域内の工事の許可等があれば許可不要となっていたが、盛土規制法も許可不要となるか。	地すべり防止区域内の工事の許可等を受けていても、盛土規制法で許可不要とはなりません。盛土規制法の許可不要工事は「許可申請の手引き」P9~12を参考としてください。
16	4月14日 上越会場	盛土条例	盛土条例で許可を受けた案件について、融雪後に工事完了する予定である。規制区域指定日より前であれば、用地・土地利用課に申請すればよいのか。	規制区域指定日より前であれば、用地・土地利用課に完了検査を申請してください。区域指定日後も工事を継続する場合は、区域指定日より21日以内に、盛土規制法の届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）をしてください（窓口は都市政策課）。

盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

令和7年6月

No.	会場等	項目	質問	回答
17	4月14日 上越会場	盛土条例	盛土条例の申請をしているが、許可がおりていない状況。今後はどちらに話をしたら良いのか。	盛土条例については用地・土地利用課と調整してください。区域指定日までに盛土条例の許可及び工事着手がされない場合は、盛土規制法の許可が必要となります。区域指定日までに条例の許可及び工事着手がされた場合は、区域指定日より21日以内に盛土規制法の届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）を行ってください。
18	4月14日 上越会場	同意書	盛土条例では、搬入路（盛土等は行わない）についても、土地所有者等の同意や土地の登記事項証明書の提出を求められた。法ではどのような扱いとなるのか。	盛土条例の場合は、「盛土等区域」として、搬入路等も土地所有者等の同意や、土地の登記事項証明書の提出を求めています。 盛土規制法では、盛土等を行う土地のみ、土地所有者等の同意や、土地の登記事項証明書の提出が必要となります。
19	4月14日 上越会場	同意書	土地所有者等の同意について、盛土条例では、法定外公共物も払下げを受ける必要があると言われた。払下げにはとても時間がかかるため、最終的には、見込みがあれば良いということになったが、法の場合はどうなのか。	盛土条例では、法定公共物が盛土等区域に含まれていた場合、管理者の同意、もしくは払下げを受けるよう求めています。盛土規制法においても、まずは土地所有者等の同意を得られるか確認してください。払下げが必要で時間がかかる場合はご相談ください。
20	4月14日 上越会場	農地転用	農地に盛土をしているが、一時転用の許可がもうすぐ切れる。 盛土条例の申請の際、用地・土地利用課からは事前に農地転用許可が必要と言われた一方、農地転用の窓口からは事前に条例の許可が必要と言われた。許可見込みがあれば許可を出してもらえないのか。	市町村の農地転用の窓口とは、既に協議をしているところです。盛土規制法の方が先に許可、又は同時許可となる予定です。
21	4月14日 上越会場	一時堆積	土石の堆積の場合、鋼矢板を設置すれば空地は不要とのことだったが、鋼矢板ではなく、山に接している場合も空地は不要なのか。	図面等を確認し、個別の判断となります。
22	4月14日 上越会場	一時堆積	本体工事の現場から離れた土地に数千㎡仮置きしても許可不要なのか。	本体工事の現場から離れた土地であっても、請負契約書や施工計画書に工事現場として位置付けられた土地（本体工事の現場から直線距離で10km以内）であれば工事の現場として取扱い、許可不要となります。
23	4月14日 上越会場	一時堆積	（No.22の回答に対して） 発注者ではなく、請負者が施工計画書を作成してもよいのか。	発注者・請負者双方が合意していれば問題ありません。
24	4月14日 上越会場	一時堆積	やむを得ず本体工事の期間後も、現場やその付近で土石の堆積を継続する場合、工事が無い期間は看板を掲示するとのことだが、看板のレイアウトは示してもらえるか。	看板の様子は「許可申請の手引き」P12の表2-6を参考としてください。

盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

令和7年6月

No.	会場等	項目	質問	回答
25	4月14日 上越会場	ストックヤード	ストックヤード登録制度で登録し、運用しているが、盛土規制法ではどのような手続きが必要か。	区域指定日をまたいで運用している場合は、区域指定日から21日以内に届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）をしてください。 なお、区域指定日以降に新たにストックヤードの敷地を拡大する場合、規模によっては許可が必要となります。
26	4月16日 新潟会場	規制対象	説明会資料P16（特盛区域で許可・届出を要する規模）とP63（薄い盛土は規制対象外）との関係は。	特盛区域で盛土面積が3,000m ² を超える場合であっても、盛土の厚さが30cm以下であれば、許可不要となります。
27	4月16日 新潟会場	規制対象	特盛区域において、盛土の高さ2m以下かつ3,000m ² 以下の場合はどうなるのか。	説明会資料P16の①のように、高さが1m超の崖を生ずるものは届出が必要です。また、面積が3,000m ² 以下でも、500m ² を超える場合は届出が必要となります。
28	4月16日 新潟会場	ストックヤード	一時堆積について、盛土規制法の許可・届出とストックヤード登録との関係は。	ストックヤード登録をしても、盛土規制法の許可・届出が不要にはなりません。
29	4月16日 新潟会場	ストックヤード	ヤード内の堆積高さ等が規制対象規模を超えると、許可が必要となるのか。	最大時に堆積する高さや面積が規制対象規模を超える場合は、許可または届出が必要になります。 区域指定日をまたいで運用している場合は、区域指定日から21日以内に届出（区域指定日をまたぐ工事の届出）をしてください。
30	4月18日 長岡会場	窓口	地域振興局等に書類の提出や相談はできないのか。	窓口は県庁都市政策課のみとなります。オンラインや電話等での相談も受け付けます。
31	4月18日 長岡会場	説明会	盛土規制法の運用開始にあたり、県議会の答弁で「県民や事業者に対して十分な説明を行う」と言っていた。この3回の説明会で十分な説明をしたということか。運用開始までにまだ約90日あるが、例えば今後協会に対する説明会を行ってほしいと要望すれば、個別に説明会をしてもらえるのか。	要望があれば、協会に対する説明会を行うことは可能です。 また、県内数か所で個別相談会を実施する予定です。 （5～6月初旬、県内6会場で個別相談会を開催済み）
32	4月18日 長岡会場	区域指定日をまたぐ工事の届出	区域指定日から21日以内の届出について、書類の不備があった場合の再提出も含めて21日以内なのか。	再提出の場合の期日はありませんが、不備があった場合は速やかに補正してください。
33	4月18日 長岡会場	区域指定日をまたぐ工事の届出	現在産業廃棄物処理場を運営しており、区域指定日をまたぐ工事の届出を行うつもりだが、定期報告は必要なのか。	届出の場合、定期報告は不要です。

盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

令和7年6月

No.	会場等	項目	質問	回答
35	4月18日 長岡会場	廃棄物処理法	廃棄物処理法の許可を受けてコンクリート殻の堆積をしているが、それは手続きは必要なのか。	コンクリート殻等の廃棄物は、盛土規制法の規制対象外であるため、手続きは不要です。 ただし、廃棄物を分別処理した土石は盛土規制法の規制対象となります。
36	4月18日 長岡会場	規制対象	昔田んぼだったところに盛土をした土地があるが、許可は必要なのか。	区域指定日までに完了した工事は許可・届出ともに不要です。
37	4月18日 長岡会場	規制対象	許可を要しない工事の記載があるが、これに該当するかどうかは、全て都市政策課に確認が必要か。	判断に迷う場合のみご相談いただければよいです。
38	4月18日 長岡会場	規制対象	崖とは、30度を超えていれば高さに関係なく崖なのか。	そのとおりです。
39	4月18日 長岡会場	規制対象	宅造区域の場合、500m2を超える場合は、高さに関係なく許可が必要になるのか。	そのとおりです。面積が500m2を超え、盛土の厚さが30cmを超える場合は許可申請が必要となります。
40	4月18日 長岡会場	擁壁	擁壁の構造計算の際は、地震時の検討も必要なのか。	高さ2m以上の擁壁は、中地震時・大地震時の検討が必要です。詳細は技術的基準を参照してください。
41	4月18日 長岡会場	擁壁	擁壁の根入れの考え方はどこに準ずるのか。	盛土規制法に関する技術的基準を参照してください。
42	4月18日 長岡会場	鉱業法	鉱業法の許可を受けた、井戸掘り工事に付随する土石の堆積は許可不要か。	鉱業法の許可を受けている範囲内の工事であれば許可不要です。
43	4月18日 長岡会場	廃棄物処理法	廃棄物処理法で許可を受けている工事であれば、許可不要になるか。	廃棄物処理法の許可のうち、盛土規制法の許可不要となる条項は限定されています。盛土規制法（省令第8条）に記載されている廃棄物処理法の許可を受けていれば、許可不要です。
44	4月18日 長岡会場	農地転用	農家が田畑転換する場合は許可が必要になるのか。	許可対象規模を超える盛土等を行う場合、田畑転換も許可が必要となります。ただし、土地改良法に基づく土地改良事業として行う場合は許可不要です。
45	説明会后	申請様式	説明会資料P33の必要資料について、県のホームページに各申請書の様式が掲載されているとのことだが、権利者の同意書、誓約書等の様式も掲載されているか。	手続きに必要な様式は、下記のページに掲載しています。権利者の同意書、誓約書等は、参考様式としてページの一番下に掲載しています。 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-youshiki.html

盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

令和7年6月

No.	会場等	項目	質問	回答
46	説明会後	区域指定日をまたぐ工事の届出	プラント等に製品を2種類（RC・ARC）置いている場合、製品ごとの届出が必要か。	製品ごとに届出は不要です。複数箇所に製品を堆積する場合は、合計面積を届出に記載してください。
47	説明会後	区域指定日をまたぐ工事の届出	プラントの場合、工事と違い土石の堆積に完了はないが、一度届けば今後はこういった流れになるか。	届出については、工事計画に変更がある場合は変更届、工事が完了した場合は完了届が必要です。 プラントにおいては、当初の届出よりも面積や高さを拡大する場合は、変更の届出をしてください。拡大する部分が許可対象規模に該当すると、新たに許可申請が必要となります。
48	説明会後	規制対象	「商品等の材料となる土石の堆積」も規制対象だが、再生砕石の場合、材料は廃棄物のため、処分業の許可の範囲内での保管状態ということで、盛土規制対象外という認識でよいか。	そのとおりです。廃棄物処理法の許可を受けている場合、廃棄物を保管するための施設等で保管されている廃棄物・廃棄物混じり土は、盛土規制法の許可は不要です。ただし、再生砕石にした場合は規制対象となります。
49	説明会後	規制対象	鉱業法の許可を受けて採掘した材料を、冬の間は自社の工場内に堆積しているが、規制対象になるか。	規制対象となります。規制対象規模に該当する場合、区域指定日をまたぐ工事の届出が必要です。
50	説明会後	一時堆積	土石の堆積について、安定勾配の要件を緩和できないか。	土石の堆積については、勾配の要件はありません。
51	説明会後	擁壁	L型擁壁の場合は、擁壁背面に透水層を設置し、水平排水層は不要ということで良いか。	盛土内排水層について、技術的基準P63, 64は擁壁の有無に関わらず適用されます。 L型擁壁を設置する場合でも、水抜き穴から排水できるように、水平排水層を必要に応じて設置してください。
52	説明会後	擁壁	技術的基準P27で、擁壁背面の全面に透水層を設けることになっているが、P24の擁壁の図は透水層が水抜き穴のみとなっている。P27の考え方が正で良いか。	技術的基準P27のとおりです。P24の図では、裏込め土が透水層の役割となっています。
53	説明会後	擁壁	技術的基準P30, 31の鉄筋の被りの考え方は1m以上の崖に設置する全ての擁壁が対象となるのか。また、プレキャスト、現場打ちどちらも同じ考えか。	そのとおりです。プレキャスト、現場打ちどちらも技術基準は同じです。
54	説明会後	擁壁	技術的基準P40, 41の地震時における擁壁の高さの表記が「高さ2mを超える」となっているが高さというのは見え高（露出部の高さ）か擁壁の高さ（サイズ）のどちらか。	盛土規制法において、擁壁の高さは地上高（見え高）のことを指します（技術的基準P23）

No.	会場等	項目	質問	回答
55	説明会后	擁壁	宅地造成や区画整理等の工事で築造する帰属予定の公共施設（道路、調整池等）の擁壁についての考え方は、盛土規制法の技術基準が適用されるのか。（盛土規制法では擁壁は2 m以上で耐震検討だが、道路土工指針では擁壁高さ8 m以下は常時のみの検討となっているため）	国または地方公共団体へ帰属することが決定している道路、調整池は「公共施設用地」扱いとなり、盛土規制法の規制対象外となるため、技術基準は適用されません。 「公共施設用地」とならない場合は、盛土規制法の技術基準が適用されます。
56	説明会后	検査	中間・完了検査の申請をしてから、現場検査実施までは何日くらい日を見ればよいか。	申請から検査までの日数を定めていませんが、工事進捗の妨げとならないよう、検査日時については申請前からでも調整いたします。 降雪前等は検査が集中する場合がありますので、早めの連絡をお願いします。
57	説明会后	検査	中間検査の対象外工事は、作業を中止することなく継続してよいか。 また、中間検査時は検査対象外工事を含め、現場を休止する必要があるか。	中間検査の対象工事以外は、作業を中止する必要はありません。 また、中間検査時に現場を休止する必要はありませんが、対象工事の検査に支障がないようお願いします。
58	説明会后	検査	中間・完了検査の申請について、説明会資料P43, 46では、工事完了から4日以内となっている。例えば、木曜日に工事完了した場合、土日を挟んで翌週の月曜日には申請しなければならないということか。	木曜日に工事完了した場合、翌週月曜日までに申請することになります。 「4日以内」は省令で定められた日数ですので、事前に申請の準備をお願いします。 なお、火曜日・水曜日に工事完了した場合等、申請の期限が土日（閉庁日）に当たるときは、翌週月曜日（閉庁日の翌日）が申請の期限となります。